

上野新都市浄化センター他5施設
維持管理包括的民間委託

要求水準書

2023（令和5）年

伊賀市上下水道部

目次

第1 総則	1
1.1 本要求水準書の位置づけ.....	1
1.2 業務目的.....	1
1.3 対象業務.....	1
1.4 対象施設.....	1
1.5 業務範囲.....	2
1.6 運営期間及び引継期間.....	2
1.7 提出書類.....	2
1.8 委託方式.....	3
1.9 許認可の取得.....	3
1.10 業務委託料の調整.....	3
1.11 統廃合計画の見通し.....	3
1.12 下水道施設の確認.....	3
1.13 受託者からの提案に対する対応.....	4
1.14 法令の遵守.....	4
1.15 保険.....	5
第2 報告・体制・責任範囲等に関する要求水準	6
2.1 業務の計画及び報告.....	6
2.2 各種マニュアルの整備.....	6
2.3 業務の実施体制.....	7
2.4 危機管理対応.....	9
2.5 モニタリング業務.....	9
2.6 責任範囲.....	9
2.7 その他の業務.....	9
第3 下水道事業関連業務に関する要求水準	11
3.1 運転維持管理業務.....	11
3.2 保全管理業務.....	13
3.3 事務業務.....	14
3.4 その他業務.....	15
第4 運営期間満了時の措置	17
4.1 施設の引渡し条件.....	17
4.2 引継計画.....	17
4.3 引継準備.....	17
4.4 引継.....	17
4.5 契約満了.....	17

第1 総則

1.1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、伊賀市（以下「委託者」という。）が実施する「上野新都市浄化センター他5施設維持管理包括的民間委託」において、委託者が業務を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の水準を示すものであり、実施要領及び契約書（案）と一体をなすものである。

1.2 業務目的

市民生活に欠かせないインフラである下水道事業において、財政悪化、人手不足、施設の老朽化、地震などの災害時の対応など多くの課題が顕在化しており、全国的な課題となっている。

そのため、民間事業者が有するノウハウや技術力を積極的に活用することで、効率的な下水道事業運営が実現できるように、性能規定・複数年契約による包括的民間委託を導入する自治体が増加している状況である。

伊賀市上下水道部では、上下水道施設の維持管理業務や料金関連業務を担っているが、2024（令和6）年度より下水道施設の維持管理業務のみを対象とした包括的民間委託の導入を目指すものとする。

1.3 対象業務

伊賀市下水道施設維持管理業務

1.4 対象施設

運転維持管理業務の対象とする下水道施設は、委託者が整備・管理する下水道施設であり、別紙1のとおりとする。

上野新都市浄化センター（上野新都市産業汚水処理施設を含む）

柘植浄化センター

せせらぎ浄化センター

希望ヶ丘浄化センター

壬生野東部浄化センター

島ヶ原浄化センター

1.5 業務範囲

(1) 運転維持管理業務

- ① 別紙1に示す下水処理場の運転監視操作業務
- ② 環境計測業務
- ③ ユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の調達及び管理業務
- ④ 脱水汚泥の搬出計画書作成及び搬出補助（写真撮影含む）業務
- ⑤ 文書管理業務（図書の保管、データの記録及び保管）

(2) 保全管理業務

- ① 保守点検整備業務
- ② 修繕業務

(3) 事務業務

- ① 電子マニフェストの登録業務
- ② P R T R法【化学物質排出把握管理促進法】に基づく届出業務
- ③ 産業廃棄物処理に関する書類の作成及び提出業務

(4) その他業務

- ① 消防用設備等点検業務
- ② 環境整備業務
- ③ 汚泥試験業務
- ④ 悪臭物質測定業務
- ⑤ エネルギー管理業務
- ⑥ 警備業務
- ⑦ クレーン点検業務
- ⑧ 農業用水の供給業務
- ⑨ 見学者対応業務

1.6 運営期間及び引継期間

業務の運営期間は、2024（令和6）年4月1日から2029（令和11）年3月31日（5年間）までとする。業務は平日勤務を基本とするが、受託者は異常警報の一時対応など24時間対応可能な体制を整えるものとする。

契約締結の日から2024（令和6）年3月31日までは引継期間とし、受託者は、業務掌握のため、業務に従事する者の確保及び研修を行う。その際、委託者は必要に応じ、受託者の要請に協力する。

1.7 提出書類

受託者の提出書類及び時期は別紙7に示すとおりとする。受託者からの提出書類に不備があった場合は、委託者はその不備に関する内容の修正を指示し、受託者は速やかに対応しなければならない。

1.8 委託方式

委託方式は、性能発注とする。

1.9 許認可の取得

業務の実施に関する許認可の申請・届出は委託者が行う。ただし、書類の作成にあたり、委託者からの要請に対して受託者は協力する。

1.10 業務委託料の調整

- ① 委託者又は受託者は、運営期間中に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、業務委託料やユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の単価が不相当と認めたときは、別紙 8 に示すとおり、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
- ② 流入水量が日最大流入水量を超えた場合や受託者の責に帰すべきではない事由により必要となったユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）及び消耗品は、委託者が内容を精査したうえで、増額分を支払う。
- ③ 運営期間中における下水道施設の増減が生じた場合は、必要に応じて業務内容及び業務委託料を変更する。
- ④ 受託者の責に帰すべき事由により性能基準値もしくは契約基準値の未達があった場合、委託者は別紙 16 に定める処置を行うことができる。その場合、業務委託料の調整は、別紙 8 に示すとおりとする。
- ⑤ 修繕費が上限額を超過した分又は未達となる分については、双方が同意のうえで承認し、精算する。

1.11 統廃合計画の見通し

委託者は、下水道施設、農業集落排水施設の統廃合を進めており、運営期間中において、対象施設が増減する予定である。統廃合に関する予定は下記のとおりとする。なお、統廃合スケジュールは、各施設の国庫補助金の処分制限期間を考慮しているが、統合先の処理能力や処理水量により、スケジュールに遅れが生じる可能性がある。

- ① 2026（令和 8）年度に島ヶ原処理区へ農業集落排水施設（中矢地区及び上三ヶ区地区）の 2 地区が統合予定。なお、統廃合計画に遅延が生じた場合、マンホールポンプ場の管理数については減額変更とする。浄化センターのユーティリティ費（電力費・薬品費）は、過年度の実績費用から算定しており、流入水量の変動の影響を受けないため、変更の対象としない。また、統合に伴うマンホールポンプ場の増加に対する電力費は別途協議のうえ変更する。
- ② 運営期間中において上野新都市処理区へ農業集落排水施設（下友生地区）が統合予定（時期未定）

1.12 下水道施設の確認

受託者は、下水道施設の設備の状態について確認するチェックシートを作成する。確認方法は別紙 3 に示すとおりとする。

1.13 受託者からの提案に対する対応

委託者は、業務効率化のために受託者から提案があった場合、その申し出に対応する。また、受託者は別紙 1 に示す下水道施設に対して、施設改良等を実施する場合には別紙 12、運転維持管理方法の大幅な変更をする場合は別紙 13 に示す資料を作成し、委託者と協議する。

1.14 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、下水道法、その他の関係する法令、条例、基準を遵守又は準拠しなければならない。業務に関して特に留意すべき主な法令、条例、基準は、以下に示すとおりである。

(1) 法令

- ・ 下水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 地方公営企業法
- ・ 地方自治法
- ・ 環境基本法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 職業安定法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 電気事業法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ その他関連法令

(2) 条例

- ・伊賀市下水道条例
- ・伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例
- ・上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例
- ・その他関連条例

(3) 参考とすべき基準

- ・下水道維持管理指針
- ・下水道施設計画・設計指針と解説
- ・下水試験方法
- ・その他各種関係基準

1.15 保険

受託者は、業務実施にあたって、受託者賠償責任保険や機械保険に加入し、不測の事態に備えなければならない。保険の加入期間は、原則として2024(令和6)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までとする。また、加入した保険の写しを委託者へ提出する。

第2 報告・体制・責任範囲等に関する要求水準

2.1 業務の計画及び報告

(1) 5か年業務計画書の提出

受託者は、2024（令和6）年2月末日までに別紙4に定めるとおり、5か年業務計画書を委託者に提出し、承諾を得る必要がある。

(2) 月間業務計画書の提出

受託者は、当該月分を前月の25日までに別紙4に定めるとおり、月間業務計画書を委託者に提出し、承諾を得る必要がある。

(3) 年間業務計画書の提出

受託者は、当該年度分を前年度の2月末日までに別紙4に定めるとおり、年間業務計画書を委託者に提出し、承諾を得る必要がある。

(4) 業務報告書の提出

受託者は、各計画書に基づき実施した業務について、別紙5に従い、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書を作成する。業務日報は翌月の5日まで、月間業務報告書は翌月の5日まで、年間業務報告書は翌年度4月10日までに委託者へ提出する。

(5) その他、臨時の報告

- ① 下水道施設において、設備の更新又は補修の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、更新又は補修が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告する。
- ② 業務を行ううえで危険が想定される、もしくは保安設備の改善が必要な場合は、委託者に速やかに報告するとともに必要な対策を施し、労働災害の防止に努める。
- ③ 業務範囲内に限らず、下水道事業におけるさらなる効率化、業務改善が見込まれる場合は、その導入効果を付して委託者へ報告する。
- ④ 下水道施設の運転維持管理業務において故障又は事故が発生した場合は、故障事故報告書を作成し、速やかに委託者へ提出する。

2.2 各種マニュアルの整備

受託者は、運営期間中に業務に関するマニュアルを策定し、適宜改訂するとともに、委託者から要請があった場合には当該マニュアルを提示する。

2.3 業務の実施体制

(1) 業務責任者の要件

業務の実施にあたり、受託者は、業務責任者を選任して配置する。

なお、連絡窓口は業務責任者を原則とする。また、業務責任者の役割は契約書に示すとおりとする。業務責任者は業務を統括することができ、下記の要件を満たす者とする。

- ① 下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令 15 条の 3 で定める資格を有する者。
- ② 標準活性汚泥法又はOD法により水処理を行う下水処理場において、3年以上の実務経験を有する者。

(2) 配置すべき有資格者の要件

関係法令に基づき、最低限配置すべき有資格者は下記のとおりとする。

- ① 職長・安全衛生責任者教育修了者
- ② 下水道処理施設管理技士あるいは下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者又は第3種下水道技術検定合格者
- ③ 第3種電気主任技術者又は、第1種電気工事士
- ④ 第2種酸素欠乏危険作業主任者
- ⑤ 危険物取扱者乙種4類
- ⑥ 浄化槽技術管理者

(3) その他の要件

- ① 受託者は、関係法令に基づき、業務の実施に必要な有資格者を配置し、業務を実施するうえで、適正かつ必要な人員を配置し、運営期間中において、業務が確実に実施できる体制を整える。
- ② 業務は平日昼間勤務を基本とするが、受託者は、緊急対応業務を行うために 24 時間対応可能な体制を整える。
- ③ 業務従事者は、担当業務について掌握し、業務責任者との情報共有を図り、常に円滑な業務遂行に努める。
- ④ 受託者は、教育及び研修により、業務従事者の知識及び技術向上を図る。また、この教育及び研修には、委託者も必要に応じて参加できるよう配慮する。
- ⑤ 受託者は、業務従事者を変更する場合、委託者に事前通知を行い、適正に業務が遂行できるよう教育したうえで配置する。
- ⑥ 委託者は、業務従事者が業務の実施上著しく不適合と認めた場合、受託者にその理由を明示し必要な処置を求めることができる。その際、受託者は業務に支障がないよう速やかに対処する。
- ⑦ 業務従事者は、マナーのある対応に努めなければならない。
- ⑧ 業務従事者は、業務に適した安全で清潔な服装を心がけ、胸部に社名及び氏名を記載した名札を身に付けなければならない。
- ⑨ 業務従事者は、身分証明書を必要な場合に提示できるよう常に携帯する。
- ⑩ 受託者は、委託者から承諾を得ていない者を下水道施設へ入場させてはならない。
- ⑪ 業務従事者は、所定の場所以外にみだりに立入らない。
- ⑫ 業務従事者は、所定の場所以外で火気使用及び喫煙をしない。

2.4 危機管理対応

- ① 受託者は、自然災害による停電、施設の故障により施設機能に重大な支障が生じた場合に備え、「伊賀市下水道事業業務継続計画」に従い、委託者と連携した緊急連絡体制を構築するとともに必要な人員を配置する。なお、「伊賀市下水道事業業務継続計画」は適宜改定されることから、委託者は最新版を提供し、受託者は常に最新版の内容を確認する。
- ② 受託者は、緊急事態が発生した場合、必要な初期対応を行い、被害を最小限に抑えるとともに、委託者へ速やかに連絡する。
- ③ 受託者は、災害防止の観点において、特に必要があるときは、委託者に対して臨時の処置を立案する。
- ④ 受託者は、防災に関する訓練を定期的実施する。
- ⑤ 受託者は、「伊賀市下水道事業業務継続計画」の改定に必要なデータを整理する。
- ⑥ 受託者は、自然災害により、別紙1に示す下水処理場に河川からの逆流が予見される場合は、委託者に報告するとともに逆流防止措置に努める。

2.5 モニタリング業務

受託者は、下水道施設を適切に管理し、機能と施設能力を維持するとともに、要求水準値を確実に満たしていることを確認するため、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書のデータを記載した報告書を作成する。また、セルフモニタリングを実施し、得られた結果を委託者に報告する。モニタリング業務は別紙9のとおりとする。

2.6 責任範囲

業務における委託者と受託者の責任範囲については、別紙2のとおりとする。
また、機器の使用料及び消耗品に関する負担区分は、別紙11のとおりとする。

2.7 その他の業務

(1) 緊急対応業務

受託者は、市民生活を支える最重要インフラである別紙1に示す下水道施設において、異常時における現場対応及び緊急対応を行う必要があり、その場合は1時間以内で対応する。

受託者は、異常の発生に備えて、速やかに現場対応できる体制を整える。

緊急対応後は、別紙7に示す「事務（緊急）連絡報告書」により委託者へ速やかに報告する。

(2) 立入り検査の対応

受託者は、委託者が下水道施設への国及び県の立入り検査を受入れる場合、委託者に協力し、施設案内や業務に関する質問に回答する。

(3) 業務従事者の健康管理及び安全確保

受託者は、業務従事者の健康管理として、下記に示す事項を実施する。

- ① 受託者は、労働安全衛生法に定めるところにより、業務従事者に対し定期的に又は臨時の健康診断を実施し、業務従事者の健康管理に努めなければならない。
- ② 受託者は、業務実施にあたり、安全確保に努めるとともに、関係法令に基づく措置を講じておかななければならない。
- ③ 受託者は、業務実施にあたり、安全教育の徹底を図り、監理及び監督しなければならない。
- ④ 受託者は、業務実施中に故障又は事故が発生した場合、直ちに委託者に報告し、委託者が指示する様式により故障事故報告書を速やかに提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(4) 要求水準書記載の業務に付随する業務

要求水準書記載の業務に付随する業務は、委託者が書面により指示を行い、受託者は指示された業務について具体的な実施方法を検討したうえで委託者と協議し、双方が同意のうえで受託者が承認後、業務を遂行する。

第3 下水道事業関連業務に関する要求水準

3.1 運転維持管理業務

受託者は、別紙15に示す要求水準値を遵守し、別紙1に示す下水処理場の運転管理を行う。

3.1.1 運転監視操作業務

委託者は、流入水の水量及び水質が、別紙14に示す流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限り努める。受託者はこの範囲において、流入水の水質変化に対応した運転管理を行い、別紙15に示す要求水準値を遵守しなければならない。万が一、要求水準値を満たさない場合は別紙16に示す対応を図り、必要に応じて別紙6に示す改善計画書を作成し、委託者に報告する。

ただし、流入水が基準を満たしていない場合は、別紙17に示すとおり対応する。

3.1.2 環境計測業務

受託者が別紙15に規定された要求基準値を満たしているかを確認するため、あるいは日常的な運転管理のために別紙18に示す環境計測を行う。

3.1.3 ユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の調達及び管理業務

（1）水道、ガスの調達及び管理

別紙1に示す下水道施設の運転管理を行うために必要となる水道、ガスの調達及び管理を行う。

（2）電力の管理

別紙1に示す下水道施設の運転管理を行うために安定した電力の供給がされるよう管理を行う。

（3）薬品類の調達及び管理

別紙1に示す下水道施設の運転管理を行うために必要となる薬品類の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量の管理を行う。

3.1.4 脱水汚泥の搬出計画書作成及び搬出補助業務

受託者は、翌月分の脱水汚泥の搬出計画書を当月の20日までに作成し、委託者へ提出する。

また、委託者が指定する運搬業者の作業について、運搬車両への脱水汚泥排出に関する補助を実施するとともに作業状況の写真撮影を行い、翌月5日までに資料を提出する。

3.1.5 文書管理業務

(1) 図書の保管

別紙1に示す下水道施設の運転・維持管理を良好に行ううえで必要となる竣工図書及び関連図書が破損・紛失しないよう適切に保管する。また、委託者の指示に従い、必要な追録、廃棄を行う。

(2) データの記録及び保管

運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータを記録し、保管する。

3.2 保安全管理業務

3.2.1 保守点検整備業務

受託者は、別紙1に示す下水道施設が正常な運転を確保するために必要な下記の保守点検整備業務を行う。また、点検によって発見された軽微な異常箇所は、正常状態に復帰させるために必要な設備の調整及び消耗品の交換を行う。なお、詳細は別紙19に示すとおりとする。

- ① 日常点検
- ② 定期点検
- ③ 臨時点検
- ④ 異常時の初期対応（管路施設及び汚水マス含む）
- ⑤ 簡易な故障修理
- ⑥ 下水処理場周辺の清掃
- ⑦ 産業汚水内の各事務所公共マスの現地確認
- ⑧ 個人宅汚水マスの洗浄（1か所）

3.2.2 修繕業務

- ① 点検により設備が正常に機能しない、又は老朽化及び損傷により施設へ悪影響を及ぼすことが想定された場合は、適切な方法を検討し、修繕を実施する。
- ② 修繕金額は1件あたり130万円未満（税込）とする。なお、1件あたり130万円以上の修繕については、業務の対象外とする。
- ③ 各年度における修繕上限額は下記のとおりとする。

施設名称		各年度における修繕上限額 (税込)
公共	上野新都市浄化センター	500万円
	上野新都市産業汚水処理施設	130万円
特環	柘植浄化センター	3,000万円
	せせらぎ浄化センター	
	希望ヶ丘浄化センター	
	島ヶ原浄化センター	
農集	壬生野東部浄化センター	500万円

- ④ 受託者は、下記書類を提出し、委託者の承認を得て、修繕を実施する。
 - ・修繕仕様書
 - ・修繕見積書（写）
 - ・業務打合せ簿
- ⑤ 業者選定にあたっては市内業者を優先する。
- ⑥ 修繕見積は、修繕内容に適した業者から下記に基づく業者数分を徴収し、見積価格の妥当性を示したものでなければならない。
 - ・30万円未満(税込) 1者以上
 - ・30万円以上(税込) 2者以上

- ⑦ 修繕業務の途中において修繕内容を変更する場合は、受託者は委託者と協議をする。
- ⑧ 受託者は、修繕中に不測の事態があった場合、速やかに委託者に報告する。
- ⑨ 緊急時に限り、委託者は④から⑧の規定に関わらず、受託者に必要最低限の修繕を指示することができる。
- ⑩ 受託者は、修繕を実施した場合、必ず記録を残し、その都度委託者に報告する。また、委託者から要請があれば速やかに提示する。

3.3 事務業務

(1) 電子マニフェストの登録業務

受託者は、脱水汚泥を処分するために電子マニフェストの登録業務を行う。業務手順は下記のとおりとする。また、①から④は毎月 20 日までの作業とし、⑤及び⑥は運搬当日の作業とする。

- ① 翌月分の脱水汚泥の搬出計画書を作成し、委託者へ報告する。
- ② 脱水汚泥の搬出計画書により、委託者が指定する運搬業者と連絡調整を行う。
- ③ 電子マニフェストの予定登録を行う。
- ④ 搬出予定日に変更が生じた場合は、脱水汚泥の搬出計画書を修正し速やかに委託者に報告するとともに、運搬業者へ連絡調整を行う。
- ⑤ 電子マニフェストの本登録を行う。
- ⑥ J W N E T (電子マニフェストシステム) から受渡確認票を印刷し、運搬業者に渡す。

なお、マニフェスト登録のフローを別紙 20 に示す。

(2) P R T R 法【化学物質排出把握管理促進法】に基づく届出業務

受託者は、毎年度 P R T R 法対象物質に関する年間排出量の一覧表を作成し、各年度の 4 月 25 日までに委託者へ提出する。

一覧表を基に、各年度の 5 月末までに P R T R 法に基づく届出（第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書）を行う。

(3) 産業廃棄物処理に関する書類の作成及び提出業務

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書を作成し、各年度の 4 月 25 日までに三重県（環境生活部廃棄物・リサイクル課）へ提出する。

3.4 その他業務

(1) 消防用設備等点検業務

別紙1に示す下水処理場内に設置された消防用設備等の点検を別紙21に従って実施するとともに、常に良好な状態を維持し、事故の発生を未然に防ぐよう努める。

(2) 環境整備業務

受託者は、別紙1に示す下水処理場の安全性、美観、衛生状態を適切に保つため、建物内は日常的に清掃及び整理整頓し、施設環境を清潔に保持するとともに、外構施設を良好に保つよう努める。

- ① 別紙1に示す下水処理場内の樹木剪定
- ② 別紙1に示す下水処理場内の清掃及び除草業務
- ③ 駐車場の管理
- ④ 害虫駆除（蜂、蛾等）
- ⑤ ①から④で発生した廃棄物の運搬及び処分

除草業務の範囲は別紙22に示すとおりとする。

(3) 汚泥試験業務

汚泥試験業務は、性能規定を達成するため、運転操作に必要な試験をそれぞれの設備で定められた方法により実施する。得られた結果は適切な運転操作に役立たせるとともに、

①、②について記録し、委託者へ報告する。

- ① 脱水機供給汚泥（1回/週）
- ② 脱水汚泥処理（1回/週）

(4) 悪臭物質測定業務

受託者は、別紙1に示す下水道施設の周辺住民から悪臭に関する苦情があった場合、悪臭物質測定業務を行い、結果及び改善案を委託者に報告する。

(5) エネルギー管理業務

受託者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき、省エネルギー活動を推進するよう努める。

(6) 警備業務

受託者は、第三者からの別紙1に示す下水処理場内の盗難や火災予防、警戒のために①から③を行うことにより、施設の保全に努める。

- ① 別紙1に示す下水処理場内への出入管理
- ② 別紙1に示す下水処理場の門扉、施設内建物の開閉及び鍵の管理
- ③ 巡回警備

(7) クレーン点検業務

別紙1に示す下水処理場内に設置されたクレーンの点検を別紙23に従って実施するとともに、常に良好な状態を維持し、事故の発生を未然に防ぐよう努める。

(8) 農業用水の供給業務

受託者は、再生水を農業用水として供給するため、委託者の指示に従い、柘植浄化センター内のゲート・ポンプ電源の操作を行う。

(9) 見学者対応業務

別紙1に示す下水処理場の見学依頼があった場合は、委託者が受け、受託者へ報告する。また、見学当日は、委託者が最初の挨拶を行い、その後の見学者対応（案内及び質疑応答）は受託者が行う。受託者が行う別紙1に示す下水処理場の見学者対応の見込みは下記のとおりとする。

- ・年間想定件数 3件/年
- ・対象施設 別紙1に示す下水処理場

第4 運営期間満了時の措置

4.1 施設の引渡し条件

受託者は、運営期間満了時において、下水道施設に著しい損傷がなく、正常な運転が可能な状態で委託者に引渡さなければならない。

委託者が指定する別紙1に示す下水処理場は、委託者の立会いの下、施設機能の現地確認を行う。

4.2 引継計画

受託者は、運営期間満了に伴う次期受託者への引継を円滑に行うため、引継計画書を取りまとめる。また、委託者は、受託者から提出された引継計画書を確認する。

引継計画書は別紙10に示す内容を取りまとめ、作成する。

4.3 引継準備

受託者は、作成した引継計画書に従い、委託者及び次期受託者に施設を引渡す準備を行う。その際、契約書に規定された条件を満たした状態で引渡す。

また、受託者の提案に基づき、業務遂行のために何らかの造作物を設置した場合は、その取扱い（継続設置及び撤去）について委託者と協議し、決定する。

4.4 引継

委託者及び次期受託者への引継として、受託者は業務の引継に必要な書類及びデータを委託者あるいは次期受託者に引渡すほか、業務事項の説明、技術指導を含めた研修を行い、業務の適切な引継を行う。

業務の引継に必要な書類及びデータの内容は、別紙10に示すとおりとする。

4.5 契約満了

受託者は、契約満了時の対応として、その後の事業運営、運転管理に支障をきたさないように努める。また、契約満了前に契約を解除する場合も、同様とする。